

秩父別町

一般不妊治療費 助成事業

近年、子どもを生ま育てたいという希望がありながら不妊に悩んでいるご夫婦が増加しています。秩父別町では、不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担の軽減にて、新しい命の育みを応援します。

対象となるご夫婦、治療内容、助成金額、手続きの流れ等は次の通りです。

《助成の対象となるご夫婦》

不妊治療をしなければ妊娠の見込がないか、またはは極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けた方のうち、次のすべての要件にあてはまるご夫婦です。

- ① 秩父別町に**居住**し、**住所**を有するご夫婦（法律上の婚姻）
- ② 公的健康保険に加入している（国保、社保、共済等）
- ③ ご夫婦ともに公租公課の滞納がない（税や租税以外の町へ納める料金等）

《対象となる治療内容・医療費》

医師が必要と認めた一般不妊治療にかかる**医療費の本人負担額**が対象です。

なお、診断のための不妊検査は含みません。

- ・医療保険適用の不妊治療（**タイミング法**・排卵誘発等の**薬物療法**など）
- ・医療保険適用外の**人工授精**など

次の治療法は該当になりません。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子又は胚の提供による不妊治療。
- (2) 代理母。（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

《助成金額》

一般不妊治療に要した費用（本人負担額）〔=A〕の2分の1。（1,000円未満は切捨）

一年度の助成額の上限は10万円です。

（治療した回数に関わらず一年度に要した治療を1回とします。）

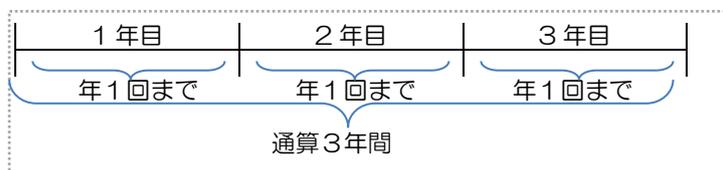
【一年度の助成額】

$A \times 1/2 = \text{助成額}$ （ただし、1,000円未満は切捨）。上限10万円。

《助成回数》

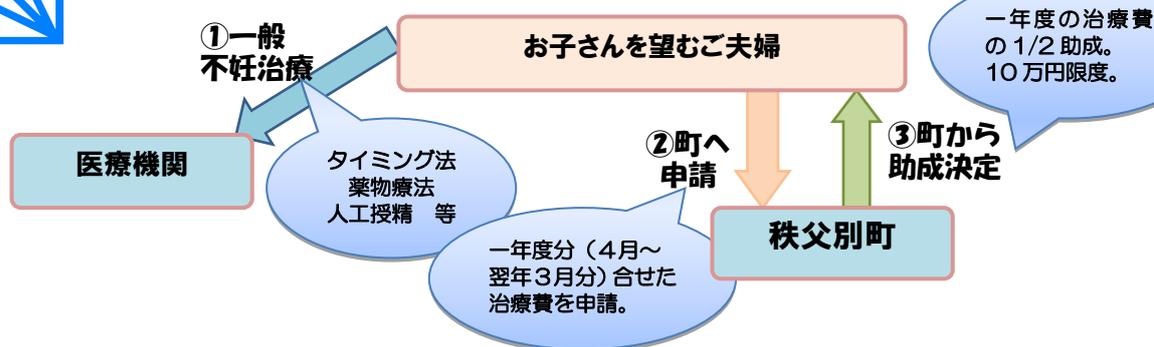
治療回数に関わらず年1回。通算3年間、助成します。

年間治療分をまとめて年度末に申請ください。ただし、治療が終了した場合、自己負担額が助成金の限度額を超える時は、随時申請できます。



手続きの方法は
裏面をご覧ください

《手続きの流れ》



注 3月末で治療が終了の場合、翌年度の4月末までに申請ください。
その場合は、事前（年度末まで）に町へご相談ください。

《手続きに必要なもの》

- ① 秩父別町一般不妊治療費助成事業申請書
- ② 受診等証明書（医療機関に記載してもらう証明書）
- ③ 治療に係る領収書及び明細書

※ いずれも秩父別町の様式が必要です。事前にお問合せください。

《その他》

一般不妊治療に引き続き特定不妊治療を継続し、申請することも可能です。

《手続き等の相談》

不妊治療費助成事業に関する手続きや相談については、プライバシー保護のため、

希望にて保健師がご自宅に訪問し、受付することもできます。

お気軽にご相談ください。



【お問合せ】

秩父別町住民課住民福祉グループ

☎ 33-2111（内線）46・47・48